

「経営改善計画策定」に係る費用補助について

中小企業・小規模事業者が、認定支援機関の支援を受けて経営改善計画の策定を行った場合に、国がその費用総額の2/3(上限200万円)を補助する制度があります。

当協会でも、この制度を利用した場合に、事業者が負担した1/3(上限100万円)の費用について、50万円を限度として補助を行っていますので、ぜひご活用ください。

【補助の概要】

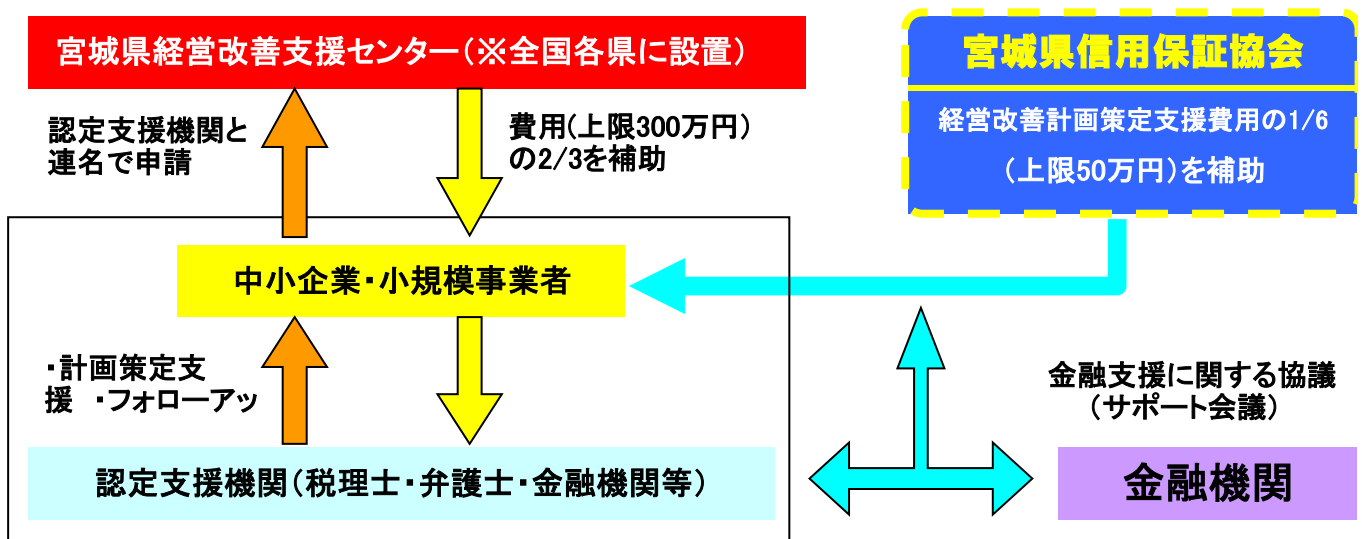
経営改善計画策定支援費用(モニタリング費用は除く)のうち1/6(上限50万円)を補助します(千円未満切捨て)。

【対象者】

次の全ての要件を満たす事業者

- ① 経営改善に積極的に取り組む意欲があり、当協会が費用補助を適当であると認めた方
- ② 利用申請時点で、当協会の保証利用がある方
- ③ 原則として金融機関との合意形成に向けて「サポート会議」を活用する方

認定支援機関による経営改善計画策定支援事業



※注: 国の補助が続く限り、当協会の補助も継続します。

【お問い合わせ先】

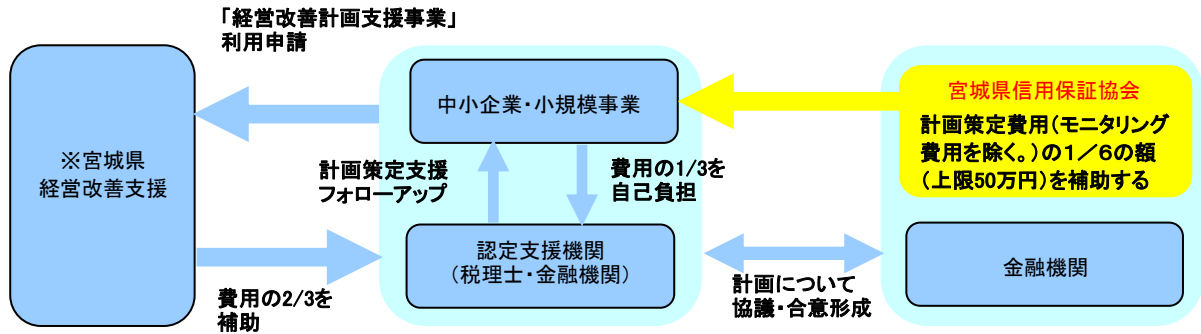
〒980-0014 仙台市青葉区本町二丁目16番12号 仙台商工会議所会館6階

宮城県信用保証協会
経営支援部経営支援課

TEL 022-225-5230

FAX 022-216-0546

【概要図】



【補助申請の流れ】

